

令和3年3月から適用する「公共工事設計労務単価」によるインフレスライドのお知らせ

令和3年2月25日

宮崎県では、国が決定・公表した令和3年3月から適用する「公共工事設計労務単価」について、令和3年3月1日から適用する予定にしております。これに伴い、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の運用基準^{注1}に基づき、インフレスライド条項の適用が可能となります。

このため、令和3年2月28日以前に契約を締結し、下記1の要件を満たす工事の受注者は、インフレスライド条項による請負代金額の変更を請求することができます。

なお、スライド額の算定には、基準日^{注2}以降の残工事を明確にするため、基準日^{注2}における出来形が確認できる書類等（下記2）の整理が必要となります。

請求される受注者におかれましては、下記に十分留意して請求を行って下さい。

また、協議の結果、スライドの適用が認められない場合もありますので御了承願います。

記

1. インフレスライド条項の適用要件

(1) 基準日^{注2}における残工期が2ヶ月以上ある工事

（工期延伸の予定がある場合は基準日^{注2}から予定工期までの期間が2ヶ月以上ある工事）

(2) 次式を満足するもの

$$\text{スライド額 (S)} = (P_2 - P_1) - P_1 \times 1 / 100 > 0$$

P_1 : 請負代金額から基準日^{注2}における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後（基準日^{注2}）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

2. 出来形確認資料の例

- ・ 基準日^{注2}における工事出来形内訳書
- ・ 基準日^{注2}における出来形写真
- ・ 実施工程表付き工事履行報告書 など

3. お問い合わせ先

環境森林部 自然環境課 技術管理担当 TEL : 0985-26-7164

農政水産部 農村計画課 技術管理担当 TEL : 0985-26-7165

県土整備部 技術企画課 技術基準担当 TEL : 0985-26-7047

注1 : 各省庁等において、賃金等の急激な変動に対処する旨の通達がなされた場合に適用する。

注2 : 基準日とは、スライド請求日から14日以内において受発注者の合意により定めるスライド額算定の基準となる日。